

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

■問合せ＝社会福祉課 ☎(20)3020

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、総合支援資金の再貸付を終了した方などで、一定の要件を満たす生活困窮者世帯に対し「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を給付します。

▶支給対象＝次の①②を全て満たす世帯（ただし、生活保護受給中の世帯を除く）

①社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を終了した世帯または再貸付について不承認とされた世帯など

②収入、資産、求職活動など要件をすべて満たす世帯

※①に該当する世帯には、7月上旬に案内資料、申請書などを郵送します。また、市ホームページにも詳細を掲載しますので、ご確認ください

▶支給＝支給期間は3カ月とし、支給月額を、1人世帯は6万円、2人世帯は8万円、3人以上世帯は10万円です。

▶申請方法＝郵送した申請書などを記入の上、必要書類を添えて、8月31日(火)までに社会福祉課(市役所2階)へ。なお、申請受付開始日については、案内資料またはホームページでご確認ください。

選挙管理委員会委員に就任

次の方々が6月3日付で、選挙管理委員会委員に就任されました。

—敬称略—

(委員長) 増田 孝一

(委員長職務代理者)

海老原 脩治

(委員) 小林 英子

(委員) 石川 順吉

問選挙管理委員会

☎(20)3034

公平委員会委員に就任

次の方が6月3日付で、公平委員会委員に就任されました。

—敬称略—

(委員長) 清水 武治

問公平委員会 ☎(20)3034

監査委員に就任

次の方々が監査委員に就任されました。

—敬称略—

(代表監査委員) 6月3日付

篠原 偉治

(監査委員) 6月8日付

川嶋 嘉一

問監査委員事務局

☎(20)3034

教育委員に就任

次の方が5月19日付で、教育委員会委員に就任されました。

—敬称略—

駒形 忠晴(再任)

問教育総務課 ☎(20)3106

マイナンバーカードの受け取りはお済みですか?

マイナンバーカードの交付申請をされた方で、交付通知書(白いはがき)が届いてからまだカードを受け取られていない方は、カードを受け取りにお越しくください。交付場所は、交付通知書に記載してあります。通知書を紛失してしまつた方は、カードの受け取り方法などを、電話にてお問い合わせください。

問市民課 ☎(85)7056

田沼行政センター

☎(61)1124

葛生行政センター

☎(86)4713

開設

「子ども人権相談所」の開設

人権擁護委員(子ども人権委員)による「子ども人権相談所」を開設します。いじめ、体罰、不登校、虐待などの相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 7月15日(木)午後1時30分～4時(受付は3時まで)

▼会場 男女共同参画推進センター(困りごと・人権相談所内)

▼相談員 人権擁護委員(子ども人権委員)

問人権・男女共同参画課

☎(61)1140

佐野市スポーツ協会からのお知らせ

令和3年度から「佐野市体育協会」は「佐野市スポーツ協会」に名称変更となりました。それに伴いホームページを立ち上げ、お知らせ・事業予定・大会の結果報告・各競技団体・各支部の情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

問佐野市スポーツ協会事務局

☎(22)1060



▲協会ホームページ

催し物などが中止や延期となる可能性があります。いただくか、担当部署にお問い合わせください。



市有施設適正配置 ～第31回 令和2年度の取組状況～

■問合せ＝行政経営課 ☎(20)3005

令和2年度の適正配置計画の取組状況は、合計4施設、面積2,652.26㎡、施設保有総量の約0.5%の縮減となりました。堀米保育園は民間移管に伴い旧園舎を解体、田沼西中学校はあそ野学園義務教育学校の整備に伴い旧体育館などを解体、その他用途廃止済施設を解体・売却しました。

【取組完了施設】

施設名	床面積 (㎡)	取組状況
堀米保育園	628.52	解体
田沼西中学校(一部)	1,681.00	解体
元石塚団地下水処理場	144.00	解体
元障がい者福祉の家	198.74	売却
合計	2,652.26	



▲堀米保育園



▲田沼西中学校(一部)



▲元石塚団地下水処理場



▲元障がい者福祉の家

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給します。

支給は児童1人当たり一律5万円となります。

▼対象Ⅱ次のいずれかの条件を満たす方

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

②対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満)の養育者であって、次のいずれかに該当する方

※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

・令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変

し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

▼申請方法Ⅱ①申請不要。支給対象者には、7月中旬に通知を発送します(7月末振り込み予定)。

※未申告であるために所得額が不明である方や、令和3年1月1日時点で他市町村に居住していた方は要申請

②7月1日(木)から令和4年2月末までの間に、市ホームページまたはこども課窓口にて配布の申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに、郵送または直接同課へ。審査終了後に順次、指定の口座へ振り込みます。

☎同課 ☎(20)3023

令和3年度の介護保険料の通知書を発送します

普通徴収(納付書払いや口座振替)は7月中旬に、特別徴収(年金天引きによる納付)は8月上旬に発送します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる第一号被保険者(65

歳以上)の方は、申請により介護保険料が減額または免除となる場合があります。

詳細は、通知書に同封されるリーフレットなどをご確認ください。

☎介護保険課 ☎(20)3022

空き地の適正な管理をお願いします

佐野市きれいなまちづくり推進条例では「空き地等の所有者等は、その周辺の良好な生活環境を損なうことのないよう適正に管理しなければならない。」と定めています。

空き地を適正に管理しないと、雑草の道路などへの伸び出し、害虫の発生、ごみの不法投棄場所となってしまうなど、近隣の方に多大な迷惑をかける場合があります。

空き地などの所有者は、定期的に除草や見回りをするなど、土地の適正な管理をお願いします。

☎環境政策課 ☎(20)3013



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最新の情報は市ホームページをご覧ください

